行政財産使用許可等の不備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 松原高等学校　 | 行政財産の使用許可について、当該行政財産の使用を許可された者から許可内容の変更（自動販売機１台の撤去及び公衆電話の撤去）について、口頭で申出があったところ、これを口頭で承認したのみで、行政財産使用許可書第10で定める変更の手続を行っていなかった。許可内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 81.97㎡ | 食堂の営業 | 153,340円 | 令和３年４月１日から令和８年３月31日まで |
| （注１）４台 | 自動販売機の設置 | 76,120円 |
| （注２）１台 | カード式公衆電話の設置 | 4,070円 |

（注１）自動販売機は令和４年度から変更していた。（注２）カード式公衆電話は令和５年度から変更していた。変更後の許可内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 建物 | 81.97㎡ | 食堂の営業 | 153,340円 | 令和３年４月１日から令和８年３月31日まで |
| ３台 | 自動販売機の設置 | 57,090円 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

|  |
| --- |
| 【公有財産事務の手引】第３章　公有財産の管理事務第７節　使用許可第７　使用許可の変更使用許可を受けた物件の名称、所在場所、構造、数量（面積）、使用期間、使用料及び利用目的を当初の使用許可との同一性を失わせることなく変更する場合をいう。（以下略）【行政財産使用許可書】第10　使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、知事（又は大阪府公有財産規則第３条により委任を受けた者）（以下「許可者」という。）の承認を受けなければならない。 |

 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月30日）